

令和6年2月28日

倉吉市議会議長様

陳情者

市民からの意見の積極的公表について（陳情）

のことについて、下記の通り陳情します。

記

第一 陳情の趣旨

開かれた、市民参加型の双方向の行政推進の観点から、市民からの意見の積極的公表をするよう、執行部に求めること。

第二 陳情の原因

私は以前から、倉吉市執行部において、市HPの「市へのご意見・ご相談」「市へ寄せられた意見・問合せ等の回答・対応」の公表があまりなされておらず、その是正を求める旨の陳情を提出し、令和3年12月定例会の陳情第12号「市民の声のHPへの公開と開かれた行政の推進について」については「採択」、令和4年9月定例会の陳情第18号、「市民からの意見の公表と開かれた行政の推進について」は「趣旨採択」としていただいたところである。

こうして、継続的に要請をしなければならないのには理由がある。「本当に、意見の数は、これだけなのか」というものである。

たとえば私が入れた意見について、いくらも、HPに掲載されていないケースがあるのである。

（参考）※これは、陳情内容に含めない

○そのひとつは、Jアラートや緊急地震速報などの試験音がうるさく、音量が大きく、しかも事前の案内も聞こえなかったことから、市民が驚かないような対策をしてほしいというものだ。試験放送自体も、文言の変更をして、あくまで「訓練」であることをわかりやすくしてほしいという意見も入れた。

○また、住民票はマイナンバーカードを使ったコンビニ交付がされるが、たとえば戸籍謄本などはこれがなされないことから、担当課に理由を尋ね、また、これが将来的になされるよう要請も行ったが、1か月経過した本日現在、HPに掲載がされていない。

なお、これについては、コンビニ交付ができるようにデータの仲介を行う、現在契約しているシステム会社Aでは、戸籍謄本のコンビニ交付が不可能で、可能にするには新たな契約をしなければならない旨。また、契約時に別の会社Bなら可能だったが、契約時に国から出る補助金が、A社の場合に限定をされており、B社の場合には交付されないので、やむなくA社を選択した旨の答弁があった。

本来、一般競争などで契約の相手方を選んで、自治体が自由に選んだところに、住民票等交付サービスを推進する観点から補助金が「社にかかわらず」交付をするのが本来的な姿のはずだが、社が限定されているというはどういうことなのだろうか。

これは、議会としても、予算や補助金に関し、もう一度見ておく必要があると感じた。

「住民票以外もコンビニ交付できないか」という、このような、市民からの意見が掲載されないと、どういうことか。

本日現在50件しか公表されていない。市民からの意見は、本当にこれだけなのか。

コロナ対応に係る意見、その他、たとえば、子育て世帯や低所得世帯向けの給付金の支給、さまざまな意見を、行政は受けていないだろうか。

疑問や質問・建設的提言、市政へのお叱りの声を含め、市民からの意見を、適切に公表することで、行政の緊張感が増すし、行政の改善に資するはずである。

市民の声の公表に係るガイドラインまで作りながら（実は私は、このガイドラインの策定に携わり、このガイドライン策定のきっかけを作った本人）このありさまで、ダメではないかと思う。

については、開かれた、市民参加型の双方向の行政推進の観点から、ガイドラインに沿い、市民からの意見の積極的公表をするよう、執行部に求めることをお願いしたく、陳情するものです。